大同特殊師グループ保険制度

団体割引 25% 適用

・団体総合生活補償保険(MS&AD型)

日常生活賠償

団体総合生活補償保険(標準型)





先進医療費用

携行品損害

介護







ケガで入院・通院

病気で入院・通院・手術

うれしいメリット

1 病気の保険は89才まで加入可能!

新規・継続ともに89才までご加入頂けます。

示談交渉サービス付(国内のみ)

- 2 自転車事故やゴルフプレー中などによる 賠償責任 を補償 各地で多発している自転車による事故。相手にケガをさせてしまった場合も補償します。
- 3 携行品損害を新品再取得金額で補償(免責0円!!) ケガ・身の回りの事故の保険のオプション(P1~4・K1~4・G1~4)にご加入された場合に限ります。修繕可能な場合は修繕費。
- **7 大災(地震など)によるケガも補償**地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も補償します。
- 5 国内・海外ともに補償 おケガも病気も、国内・国外問わず補償します。 (ホールインワン・アルバトロス費用保険金、先進医療費用保険金、日常生活賠償保険金の一部は国内のみの補償となります。)

加入申込票ご提出締切

10/1(金)

保険見直し相談実施中!

裏面のお問い合わせ先までお気軽にご連絡ください。

大同特殊鋼グループ保険制度について

大同特殊鋼グループの皆さまへ

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。 このたびは、会社の福利厚生制度の一環として「大同特殊鋼グループ保険制度」をご案内させていただきます。 この保険は、団体割引 2 5 %が適用されています。思わぬケガ、万一の病気への備えとしてたくさんの皆さまに お役立ていただいております。

従業員ご本人だけでなくご家族の皆さまもご加入いただけますので、是非、ご家族でのご加入をご検討ください。 皆さまの健康と幸せをお祈りいたします。 敬具

大同特殊鋼株式会社

申込人/被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲

申込人となれる方の範囲

お申込人となれる方は大同特殊鋼株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員・退職者に限ります。

被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲

■本人型

被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、大同特殊鋼株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員・退職者およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)です。

(*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

■家族型

被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、大同特殊鋼株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員・退職者およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹です。家族型では、記名被保険者ご本人の他に、本人の配偶者・本人またはその配偶者と同居の親族(本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族)・本人またはその配偶者と別居の本人またはその配偶者の未婚の子が自動的に被保険者となります。

- (*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- ※日常生活賠償保険金における被保険者の範囲は、ご本人、本人の配偶者、本人または配偶者と同居の親族(本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族)、本人または配偶者と別居の本人またはその配偶者の未婚のお子さまとなります。詳細はP21をご覧ください。
 - (注)ここでいう「被保険者の範囲」は、保険金支払事由発生時のものをいいます。なお、「ご本人」とは、加入申込票記載 の被保険者本人をいいます。

制度の概要

申込締切日	2021年10月1日(金) ※随時中途での加入も受け付けています。 詳細は、代理店・扱者までお問い合わせください。
保険期間	2021年11月1日午後4時から2022年11月1日午後4時までの1年間
給与控除 開始月	2022年1月から毎月控除(退職者は口座引落)
加入申込票 ご提出先	大同特殊鋼株式会社およびそのグループ会社各社の総務・厚生担当室または株式会社大同ライフサービス 保険部 個人保険営業室

1

重要事項説

▶Aさんの場合(オプション・日常生活賠償)◆

自転車で坂を下ってる際に 女性と衝突。

被害者は寝たきりの状態 となり、法律上の損害賠 償責任を負った。



加入型	お支払いする保険金		
PB	日常生活賠償保険金 (損害賠償金) 95,000,000円		
型	お支払合計額 95,000,000円		

◆Bさんの場合(基本コース・病気)◆

ある夜突然、自宅で倒れ、救急車で運ばれ入院。 すぐに手術(頭蓋内観血手術(開頭術))を 受けたが、回復までに40日間の入院

が必要となった。

加入型	お支払いす	る保険金
PS 型 (1口)	疾病手術保険金 5,000円×20倍 疾病入院保険金 5,000円×40日	,
(')	お支払合計額	300.000円

P5^

P3^

P3^

P3^

◆Cさんの場合(オプション・携行品損害)◆

公園で素振りをしていて誤って**ゴルフクラブ**を

折ってしまった。

加入型	お支払いす	ける保険金
P1 型	携行品損害保険会	
	お支払合計額	54,000円

◆Dさんの場合(基本コース・ケガ本人型)◆

ハシゴを登っていて、バランスを崩し転倒。 背骨を骨折してしまい、17日間の入院、60日間 の通院および後遺障害

(後遺障害等級第6級)が 残ってしまった。



加入型	お支払い	する保険金
P0 型 (1口)	傷害後遺障害保障	日 = 150,000円
	お支払合計額	2.235.000円

◆Eさんの場合(がん診断・葬祭費用)◆

がんと診断され治療を開始したが、 その後亡くなってしまった。



がん診断保険金 1,000,000円 PS1 PS3 型 (1口) がん診断保険金 1,000,000円 葬祭費用保険金 600,000円 150,000円 音典返し等 250,000円
加入型お支払いする保険金

(注)上記のほか、病気の保険・基本コース(PS型)で疾病入院等についても 保険金をお支払いします。

1.ケガ・身の回りの事故の保険 [団体総合生活補償保険 (標準型) (天災危険補償特約セット)]

基本コース海外も補償	本人型 P0 型			家族型 KO型	
補償内容/保険金額	1□	2□	3□	1□	2□
傷害 入院 保険金日額	5,000⊢	10,000⊟	15,000円	5,000円	10,000円
傷害 手術 保険金		入院中の手術 入院中以外の手	:傷害入院保険 術:傷害入院保険	金日額の 10 倍 金日額の 5 倍	
傷害 通院 保険金日額	2,500⊢	5,000円	7,500⊟	2,500円	5,000円
傷害 死亡·後遺障害保険金額	400万円	800万円	1,200 万円	175万円	350万円
月払保険料	1,340 ⊞	2,680 ⊞	4,020円	4,020円	8,040円



熱中症危険補償特約(注)傷害死亡保険金は対象になりません。

日射、熱射により被かた身体障害についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、 傷害通院保険金をお支払いする特約です※。

食中毒補償特約

細菌性食中毒、ウイルス性食中毒により被った身体障害についても傷害保険金をお支払いする特約です * 。 ※詳細はP10 \sim 11をご覧ください。

基本コースの加入が必要です。

オプション	本人型			家族型		
日常生活賠償 デジスサ	保険金額					
日常生活賠償(サービス付(国内のみ)	PB型	月払保険料	110 円	KB型	月払保険料	110 円
携行品損害 海外流償	保険金額		20 万円			
551」四項音 海外的機員	P1型	月払保険料	100円	K1 型	月払保険料	160円
国内のみ	保険金額	ホールインワン・アル	バトロス費用 50万円/	携行品損	害 20 万円	
ホールインワン・ オールインワン・ オールバトロス費用	P2 型	月払保険料	530円	K2 型	月払保険料	590円
	保険金額	ホールインワン・アルル	バトロス費用 80 万円/	携行品損	害 20 万円	
このオプションには、携行品	P3型	月払保険料	790 円	K3 型	月払保険料	850円
検 損害保険金(20万円限 度) がセットされています。	保険金額	ホールインワン・アルバト	·□ス費用 100 万円/	携行品損	害 20 万円	
	P4 型	月払保険料	970 円	K4 型	月払保険料	1,030 ⊞

(注)ホールインワン・アルバトロス費用($P2 \sim P4$ 型、 $K2 \sim K4$ 型)で補償されるのは被保険者本人のみです。 家族型($K2 \sim K4$ 型)にご加入の方はご注意ください。

ケガ死亡増額補償コース

※熱中症危険補償特約、食中毒補償特約セット

本コースのみの加入もできます。	本人型	家族型 KV型	
補償内容/保険金額	1□	1□	
傷害死亡·後遺障害 保険金額	1,000 万円	2,000 万円	1,000 万円
月払保険料	1,080円	2,160 ⊟	3,690⊢

ケガ・身の回りの事故補償内容・保険料

- ■国内・国外問わず補償されます。(ホールインワン・アルバトロス費用補償特約および日常生活賠償特約の一 部補償を除きます)
- ■傷害入院・傷害通院いずれも1日目から保険金をお支払いします。
- ■各補償内容の対象者はP1 <被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲>をご参照ください。
- ■この保険料表は職種級別Aの被保険者用です。職種級別Bの被保険者の方はP29~30をご参照くださ (1)



!!ご注意ください!

基本コース

	保険金をお支払いする場合		
傷害入院 保険金 偶然な事故によるケガのため事故の発生の日からその日を含め 180日以内に開始した入院について1日目の入院から補償しま (180日限度)。			
傷害手術 保険金	偶然な事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内に手術を受けられた場合にお支払いします。		
傷害通院 保険金	偶然な事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内に通院された場合にお支払いします (本人型(P0型):60日限度・家族型(K0型):90日限度)。		
傷害死亡 保険金 傷害後遺障害 保険金	偶然な事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内にお亡くなりになられた場合に傷害死亡保険金を、後 遺障害が発生した場合に傷害後遺障害保険金(後遺障害の程 度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%)をお 支払いします。		

オプション (基本コースへの加入が必要です。)

【日常生活賠償保険金】

日本国内・日本国外における日常生活の事故により、他人を死傷させること、他人 の財物に損害を与えること、または日本国内で誤って線路へ立入ってしまったことな どが原因で電車等を運行不能にさせることにより、法律上の損害賠償責任を負った 場合に、損害賠償額について、日常生活賠償保険金をお支払いします。

【携行品損害保険金】

携行品を盗難されたり、誤って破損したりした場合にお支払いします。

【ホールインワン・アルバトロス費用保険金】

ホールインワン・アルバトロスを達成した場合の祝賀費用等を実費でお支払いします。

(本コースのみの加入もできます。)

保険金をお支払いする場合は、基本コースの傷害死亡保険金・傷害後遺障害保 険金と同じです。

※加入限度口数 【基本コース】

<本人型>

3口(ただし、18才未満の未就労者は 2口)限度

<家族型>

2口限度

【ケガ死亡増額補償コース】

2口(ただし、18才未満の未就労者は 1口)限度

【オプション】

1口限度

※「ケガ・身の回りの事故の保険」は前年度ご加 入いただいた被保険者の人数に従って割引率 が適用されます

※傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通 院保険金、傷害死亡保険金、傷害後遺障害 保険金は天災(地震など)でのケガも補償され

- ※家族型の保険金額は記名被保険者ご本人・ 本人の配偶者、本人または配偶者の親族(*) ともに同額となります
- (*)親族とは、本人または配偶者と同居の親族 ならびに本人または配偶者と別居の未婚のお 子さまをいいます。
- ※日常生活賠償特約がセットされている場合は、 補償内容が同様の保険契約(団体総合生活 補償保険契約以外の保険契約にセットされた 特約や引受保険会社以外の保険契約を含み ます。)が他にあるときは、補償が重複することが あります。補償が重複すると、補償対象となる事 故による損害については、いずれの保険契約か らでも補償されますが、損害の額等によってはい ずれか--方の保険契約からは保険金が支払わ れない場合があり、保険料が無駄になることがあ ります。補償内容の差異や保険金額等を確認 し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

「ケガ」とは、急激かつ偶然 な外来の事故によって身体 に被った傷害をいいます。

詳しくはP18をご覧ください。

【『継続の方用(旧傷害保険)』下記の型は新規でのお申込みはできません。】

◆傷害補償+ゴルファー補償(団体総合生活補償保険(標準型))

G1型 G2型 G3型 **G4型** 傷害死亡•後遺障害保険金額 130万円 携行品損害保険金額 15万円 ホールインワン・ なし 50万円 80万円 100万円 アルバトロス費用保険金額 月払保険料 220円 650円 910円 1,090円

+	GB型 (オプション)
	(日常生活賠償 保険金) 1億円限度
	110円

◆傷害補償(団体総合生活補償保険(標準)			
型	A型		
傷害死亡·後遺障害保険金額	270万円		
傷害入院保険金日額	1日あたり2,000円		
傷害手術保険金	入院中の手術:傷害入院 保険金日額の10倍 入院中以外の手術:傷害 入院保険金日額の5倍		
傷害通院保険金日額	1日あたり1,000円		
月払保険料	670円		

※上記は職種級別Aの保険料表です。

2.病気の保険

【団体総合生活補償保険(MS&AD型)(疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット)】



- ■いずれも**1日目から保険金をお支払い**します。
- ■1口あたりの保険金額・保険料を表示しています。
- ■基本コースは2口までご加入いただけます。2口の場合は、保険金額・保険料とも表記の2倍となります。
- 先進医療費用保険金(PS4型)は1口まで、その他のオプションの限度口数は基本コースの口数以下となります。

基本コース

海外も補償

	補償内容	保険金額	保険金をお支払いする場合
	疾病 入院 保険金日額	5,000 ⊓	病気で入院された場合に、その日を含めて 1,095日以内の入院について、1日目 の入院から補償します(365日限度)。
PS型 ★ L FII	疾病 手術 保険金	入院中の手術: 10万円 (疾病入院保険金日額の20倍) 入院中以外の手術: 25,000円 (疾病入院保険金日額の5倍)	病気で、手術を受けられた場合にお支払い します。 日帰り手術でもOKです。
本人型	疾病放射線治療 ^{保険金}	1回につき 5万円 (疾病入院保険金日額の10倍)	病気で放射線治療を受けたとき
	疾病(入院終了後) 通院 保険金日額	2,500 _円	病気での入院終了後、180日以内に通院 された場合にお支払いします(90日限 度)。



オプション

基本コースの加入が必要です。

PS1 型 本人型	がん海外でである。 診断保険金額	100万円	がん(悪性新生物)と診断され、治療を 開始された場合に、一時金としてお支払い します。
PS2 型 本人型	介護 海外通信 一時金額 一時金額 ・介護のため一時的に必要となる費用(介護用 は・住宅リフォーム費用等)に充当することを目 的とした特約です。	100万円	要介護状態であることが診断され、その状態が180日を超えて継続した場合、一時金としてお支払いします。
PS3 型 本人型	葬祭費用 保険金額	100万円	病気またはケガで死亡された場合、葬祭費 用として100万円を限度に実費をお支払い します。
PS4型 ^{本人型}	先進医療 費用保険金額	1,000万円	日本国内において先進医療を受けた場合に、負担された費用を1,000万円を限度にお支払いします。(先進医療を受けるための交通費・宿泊費も補償)
PS5型 本人型	疾病入院時 一時金額	5 万円	「疾病入院」の状態が、免責期間(O日) を超えて継続した場合保険金をお支払 いたします。

私たちを取り巻くリスクも変化します。保険も見直しが必要です。

30~40代は住宅ローンやお子さまの教育費で何かと出費がかさむ世代です。万一の時に備えて、「病気の保険」へ加入をおすすめします。P6の保険料をご覧ください。



月払保険料			オプション					
		基本コース	がん診断	介護一時金	葬祭費用	先進医療	疾病入院時 一時金	
満年令	生年月日	PS型	P S 1型	P S 2型	P S 3型	P S 4型	P S 5型	
0*~4才	H28.11.2~R3.10.17	560円	20円	10円	110円	60円	170円	
5~ 9才	H23.11.2~H28.11.1	410円	20円	10円	20円	60円	130円	٢
10~14才	H18.11.2~H23.11.1	200円	20円	10円	10円	60円	80円	
15~19才	H13.11.2~H18.11.1	220円	20円	10円	30円	60円	70円	
20~24才	H8.11.2~H13.11.1	360円	30円	10円	40円	60円	90円	L
25~29才	H3.11.2~H8.11.1	550円	110円	10円	40円	60円	120円	
30∼34才	S61.11.2~H3.11.1	730円	210円	10円	50円	60円	170円	
35~39才	S56.11.2~S61.11.1	770円	330円	10円	80円	60円	170円	
40~44才	S51.11.2~S56.11.1	780円	500円	10円	130円	60円	170円	
45~49 才	S46.11.2~S51.11.1	1,030円	750円	10円	220円	60円	180円	
50~54才	S41.11.2~S46.11.1	1,430円	930円	30円	360円	60円	220円	
55∼59才	S36.11.2~S41.11.1	2,030円	1,490円	60円	550円	60円	270円	
60∼64才	S31.11.2~S36.11.1	3,010円	2,870円	140円	890円	60円	380円	
65∼69才	S26.11.2~S31.11.1	4,680円	3,850円	320円	1,470円	60円	540円	
70~74才	S21.11.2~S26.11.1	7,010円	4,940円	690円	2,370円	60円	710円	
75~79才	S16.11.2~S21.11.1	11,380円	5,140円	1,490円	4,070円	60円	830円	
80~84才	S11.11.2~S16.11.1	17,570円	2,830円	3,780円	7,200円	60円	940円	
85~89才	S6.11.2~S11.11.1	19,620円	1,840円	7,920円	20,730円	60円	810円	

!!ご注意ください!!

- ※基本コースの加入限度口数 2 口です。先進医療費用保険金(PS4型)は 1 口まで、その他のオプションの加入限度口数は基本コースの口数以下となります。
- ※「病気の保険」は前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
- ※生後14日まではご加入いただけません。

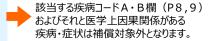
健康状況告知にあたっての注意点

新規に加入を希望される方 継続加入を希望される方で、増口されたり、オプションに追加加入される方

◆疾病・症状一覧表 A 欄 (P8,9)に該当する疾病 の場合

加入できません。

◆疾病・症状一覧表 B欄 (P8,9)に該当する疾病 の場合



【団体総合生活補償保険(MS&AD型) 健康状況告知書ご記入のご案内(必ずお読みください)

以下の注意点を読んで、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

〇継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなく継続いただく場合には、あらためて健康状況を告知いただく必要はありません。

(*)保険金額の増額、支払限度日数の延長等、疾病にかかわる補償を拡大することをいいます。

1. 健康状況告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。

(注)告知時における年令が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。

2. 正しく告知されなかった場合の取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご 回答いただきますようお願いします。

4.「健康状況告知書質問事項」に該当される場合

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次の取扱いとさせていただきます。

EM MOLIMENT METAL SET CONTROL SET CONTROL CONT					
特約の名称	取扱い				
疾病補償特約	次のいずれかとなります。 				
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	一合でも、特定の疾病・症状群に該当しないものは、「6. 保険期間の開始前の発病等の取扱				
疾病入院時一時金補償特約	── い」が適用されます。 ②ご加入はお引受できません。				
介護一時金支払特約 本人介護					
先進医療費用保険金補償特約					
葬祭費用補償特約					

5. 現在の契約を解約・減額し、新たなご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなかったり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受することがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなることがあります。

6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱 いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
疾病入院時一時金補償特約	なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日(*3)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*1)より前に被ったケガまたは発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*1)より前に発病したがん(悪性新生物)(*4)(*5)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、医師によってがんと診断された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
葬祭費用補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*1)より前に被ったケガまたは発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、死亡された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
介護一時金支払特約「本人介護」	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(* 1)より前に要介護状態の原因となった事由が生じていた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

- (*1)同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時をいいます。
- (*2)その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。
- (*3)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾 病入院が開始したものとみなします。
- (*4)転移したがんを含みます。転移したがんとは、原発巣(最初にがんが発生した場所をいいます。)が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ 部位に再発したがんを含みます。
- (*5)そのがんと医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

7. その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させてい ただく場合があります。
- にこれ。 ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続をご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	継続時に、あらためて健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で 継続加入いただくことができます。
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	【ご注意】 【ご注意】 ■ ◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなかったり、保険金をお支払いしない疾
疾病入院時一時金補償特約	病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。 ◎特約によっては、新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金の
介護一時金支払特約 本人介護	お支払額は、発病等時点の保険契約の条件で算出した金額となることがあります。 ■ ②保険期間の中途で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・
先進医療費用保険金補償特約	変更を行うことはできません。
葬祭費用補償特約	

【疾病·症状一覧表(団体総合生活補償保険(MS&AD型))】

加入申込票の「特定疾病対象外欄」に記入いただく疾病コードに属する疾病・症状は下表のとおりです。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

分類	疾病 コード	A欄	B欄
	A0	心臓弁膜症*、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群 ※僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の 狭窄症または閉鎖不全症をいい、僧帽弁 逸脱症候群を含みます。	不整脈(心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。)、心臓喘息、冠状動脈硬化症、心筋症、心内膜炎(細菌性以外)、心房中隔欠損症
循環器系等の 疾患	A1	脳腫瘍、脳卒中(脳出血、脳梗塞(脳軟化) を含みます。)、〈も膜下出血、脳血栓、脳塞 栓	もやもや病、一過性脳虚血発作(TIA)、脳動静脈奇形(脳動静脈瘻)、頸動脈狭窄症
	A2		高血圧症、動脈硬化、動脈瘤(動脈解離を含みます。)、静脈瘤
	A3		リウマチ性心疾患、リウマチ(関節・筋肉)
	A4		低血圧症
	В0	胃がん、腸がん、食道がん、大腸がん	急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス(腸閉塞)、急性胃粘膜病変、憩室炎(憩室症)、そけいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ(良性)、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重積、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
消化器系の疾 患	B1	肝臓がん、肝硬変	黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝 ※伝染性肝炎、ウイルス性肝炎はB1ではなくG2に該当します。ただし、ウイルス性肝炎の うち、A型・B型・C型肝炎は、B1とG2に重複して該当します。
	B2	胆道がん	胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、胆嚢腺筋症、胆嚢ポリープ(良性)、胆管炎
	B3	膵臓がん	急性膵炎、慢性膵炎、膵石症、膵腫、膵のう胞
	В4		痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍
	B5		歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患
	C0	肺がん	肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎(肋膜炎)、肺嚢胞症、自然気胸、 中葉症候群、肺化膿症(肺膿瘍を含みます。)、肺梗塞、慢性閉塞性肺疾患
呼吸器系の 疾患	C1	喉頭がん、気管支喘息*、喘息性気管支炎 ※小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。	気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、咳喘息
	C2		アレルギー性鼻炎、慢性副鼻くう炎(蓄膿症を含みます。)、鼻中隔弯曲症
	D0	腎盂腎炎(腎盂炎)、ネフローゼ(症候群)	腎炎(慢性腎臓炎、IgA腎症を含みます。)、腎周囲炎、膿腎、萎縮腎、尿毒症、 腎不全、慢性膀胱炎、腎嚢胞、水腎症、尿道狭窄
泌尿器·生殖	D1	前立腺がん	前立腺肥大、前立腺炎
器系の疾患	D2	子宮がん、乳がん、卵巣がん	乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリー プ(良性)、子宮頸管ポリープ(良性)、チョコレート嚢胞、子宮腺筋症、子宮内膜症
	D3		尿路結石(腎臓結石、尿管結石、膀胱結石)
	E0	糖尿病 高血糖症	
内分泌系の	E1		痛風
疾患	E2		甲状腺機能亢進症(バセドウ病を含みます。)、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、 甲状腺腫・甲状腺腫瘍(良性)
血液・造血器 系の疾患	F0	白血病、悪性リンパ腫	貧血、紫斑病
	G0	結核(腎結核を除きます。)	
感染·寄生虫 症	G1		腎結核
	G2		伝染性肝炎、ウィルス性肝炎* ※A型・B型・C型肝炎は、G2とB1に重複して該当します。
	G3		細菌性心内膜炎
i .	G4		淋病、梅毒、その他の性病

(前のページからのつづき)

(1)307 . 2	(HIO) (20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20				
分類	疾病 コード	A欄	В欄		
	H0	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症	髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、インフルエンザ脳症		
神経·感覚器	H1	筋ジストロフィー症	神経炎、神経痛、顔面神経障害、手根管症候群、重症筋無力症、ギランパレー症候群		
系の疾患	H2		白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患		
	НЗ		中耳炎(慢性中耳炎を含みます。)、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、 耳鳴症		
	J0		脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦靭帯骨化症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)		
筋・骨格系の 疾患	J1	膠原病* ※ベーチェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎・ 皮膚筋炎、結節性動脈周囲炎(結節性多発動脈炎)、混合 性結合組織病、アレルギー性肉芽腫性血管炎(チャーグ・ストラ ウス症候群)、側頭動脈炎をいいます。			
	J2		骨関節炎、関節内障、変形性関節症		
外傷後遺症	K0		頭部外傷後遺症、脳挫傷		
皮膚の疾患	L0		アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、帯状疱疹、粉瘤(アテローム)		
新生物	М0	悪性新生物(がん)** ※上皮内新生物を含みます。			
職業病	N0		職業病		
精神障害	P0	認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害 ^{※1} 、ストレス関連障害 ^{※2} 、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害 ※1不安障害を含みます。 ※2パニック障害、適応障害を含みます。			
妊娠・出産にか かる疾患	Q1 ^(注)		妊娠及び産褥の中毒症、早産、流産、分娩及び産褥の敗血症、分娩の合併症、その他の妊娠・出産に関わる疾病		
いる沃思	Q2 ^(注)		上記 <q1>の疾病・症状のうち、告知日時点における妊娠によるもの</q1>		

(注)「Q1」は質問1または質問2①に該当する場合に、「Q2」は質問3に該当する場合に、それぞれご記入ください。

【上記の疾病・症状一覧表に該当する疾病・症状がない場合】

加入申込票の「特定疾病対象外欄」の"疾病コード・疾病名称"に疾病コード「RO」および「具体的な疾病・症状名(カタカナ)」をご記入ください。ご記入された疾病・症状およびご記入された疾病・症状と医学上因果関係がある疾病・症状について保険金をお支払いしない条件でお引受します。

なお、上記の疾病・症状一覧表に該当する疾病・症状が<u>ある</u>場合は、<u>必ず、上記の疾病・症状一覧表の該当する疾病・症状をご選択ください。</u>

(例)「肺炎」の場合、具体的な疾病・症状名は記入せず、「肺炎」が区分される疾病コード「CO」を選択し、記入します。

<保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合> ※印を付した用語については、P18~19の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。) [基本コース]

基本コース〕		(ケガ・身の回りの事故の保険)
保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
傷害死亡保険金 - 人作字述僧 (博進刊) 性約	保険期間中の事故によるケガ※ のため、事故の発生の日からその 日を含めて180日以内に死亡さ れた場合	[傷害死亡・後遺障害保険金額の全額] (注1)傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。
★傷害補償(標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ※ のため、事故の発生の日からその 日を含めて180日以内に後遺 障害※が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金を支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
「傷害入院保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	保険期間中の事故によるケガ※ のため、入院※された場合(以下、 この状態を「傷害入院」といいま す。)	 傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院※に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。
★傷害補償(標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ※ の治療※のため、事故の発生の 日からその日を含めて180日以 内に手術※を受けられた場合	 ①入院※中に受けた手術※の場合 傷害入院保険金日額 図 ①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 (注)1事故に基づくケガ※について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。
★傷害補償(標準型)特約 【ケガ】 基本コース PO・KO	保険期間中の事故によるケガ* のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注)通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通防 ※に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払 いする傷害通院の日数はPO型は60日、KO型、A型は90日が 限度となります。 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合 は、傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
天災危険補償特約(PO、PV、KO、KV、G1~G4、A型)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※のときも、傷害保険金をお支払いします。
傷害通院保険金支払日数短縮(60日)特約 (PO型)	傷害通院保険金の支払限度日数を90日から60日に変更します。(お支払いの対象となる期間は、 事故の発生の日からその日を含めて180日のままとなります。)
家族型への変更に関する特約(KO、KV型)	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。
熱中症危険補償特約 (PO、PV、KO、KV型)	保険期間中の急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても、傷害後遺障害 保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いします。

セットする特約	特約の説明
食中毒補償特約 (PO、PV、KO、KV型)	細菌性食中毒およびウイルス性食中毒により被った身体の障害もケガ※に含まれるものとして、傷害保険金をお支払いします。ただし、傷害死亡保険金については、約款所定の特定の時間帯または特定の場所にいる間(就業中(通勤途上を含みます。)、学校等の管理下中、旅行中(日帰りの国内旅行は含みません。)、団体の管理下中、行事参加中、施設内入場中等)において細菌性食中毒またはウイルス性食中毒の原因となった食物を摂取した場合に限りお支払いします。

	保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
	傷害死亡保険金 ★傷害補償(標準型)特約	 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(標準型)特約	 → 妊娠、出産、早産または流産によるケガ → 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ → 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) → 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ
傷害保険金	傷害入院保険金 ★傷害補償(標準型)特約 傷害手術保険金	 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●P13の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ
	★傷害補償(標準型)特約	●米用美術を用いて競技等がありたい。同じのカカなど (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。(PO、PV、KO、KV型には食中毒補償特約がセットされているため、原則としてお支払いの対象となります。お支払いする条件については、食中毒補償特約(上記)をご確認く ださい。)
	傷害通院保険金 ★傷害補償(標準型)特約	家族型への変更に関する特約をセットする場合 上記に追加される事由 ●P13の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ 上記から除外される事由 ●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ

〔オプション〕		
保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約 オプション PB・KB <継続の方用(旧傷害保険)> オプション GB	①保険期間中の次のア. またはイ. の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ②日本国内において保険期間中の次のア. またはイ. の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等(*1)を運行不能(*2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア. 本人の居住の用に供される住宅(*3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故(*1)電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。(*2)正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。(*3)敷地内の動産および不動産を含みます。(注)被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。なお、これらの方が長任無能力者である場合は、親権者・法定監監督義者も、記責任無能力者である場合は、親権者・記言監督者よび、3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子といいます。	(注1)1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

保険金の種類 日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約 ●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心心神喪失に起因する損害賠償責任 ● 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ● 自動車等※の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害		(000 010 010 010 010 010 010 010 010 010
●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●が確保験者の指図による場合である損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等※の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害	保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
		●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等※の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害

保険金をお支払いする場合 保険金のお支払額 保険金の種類 携行品損害保険金 保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)によ 損害の額 免責金額※はありません。 ★携行品損害補償特約 り、携行品(*1)に損害が発生した場合 (注1)損害の額は、再調達価額※によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、無機の工業(数 禁機)は今1・共長、四人間をはません。 ☆新価保険特約 (*1)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みま (携行品損害補償特約用) す。)外において携行している被保険者所有の身 ヤット の回り品(*2)をいいます。ただし、P13の「補償対 象外となる主な『携行品』」を除きます。 価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の オプション P1・P2・P3・P4・ (*2)「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生 K1-K2-K3-K4 額とします 活において職務の遂行以外の目的で使用する動 (注2)損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が 産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。 <継続の方用(旧傷害保険)> 限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・ 航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行 オプション G1・G2・G3・G4 が表をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険 金額が限度となります。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引 受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合 補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険 金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 日本国内のゴルフ場※において被保険者が達成した次の ホールインワン・アルバトロス費用 次の費用のうち実際に支出した額

保険金

★ホールインワン・アルバトロス費 用補償特約(団体総合生活 補償保険用)

P2.P3.P4. オプション K2·K3·K4

<継続の方用(旧傷害保険)> オプション G2・G3・G4

ホールインワン※またはアルバトロス※について、達成のお祝 いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ①次のアおよびイの両方が目撃※したホールインワンまたは

- アルバトロス
 - ア. 同伴競技者※
 - 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ※等。具 体的には次の方をいいます。)

同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に出入りする造園業者・工事業者 など

(注)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。 でキャ

②達成証明資料(*1)によりその達成を客観的に証明で きるホールインワンまたはアルバトロス

なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは

- ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9
- ・ホールを正規にラウンドし、

 ・1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまた はアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホー
- ルインワン・アルバトロス証明書(*2)により証明できるも のに限ります
 - (*1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に 確認できる記録媒体に記録された映像等資料 をいいます
 - (*2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルバト ロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。
 - (a)同伴競技者
 - (b)同伴競技者以外のホールインワンまたはアル バトロスの達成を目撃した第三者(達成証 明資料がある場合は不要です)
 - (c)ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を 代行もしくは行使する権限を有する者 特約は、ゴルフの競技または指導を職業としてい
- (注)この特約は、 る方が被保険者となる場合にはセットすることができ ません。

- 贈呈用記念品購入費用(*1)
- イ. 祝賀会に要する費用
- ウ. ゴルフ場※に対する記念植樹費用
- エ. 同伴キャディ※に対する祝儀
- オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保 護(*2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場 の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ 場においてホールインワン*またはアルバトロス*を記念し て作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の 10%が限度となります。)
- (*1)贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の 物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険 者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用 記念品に含みます。
- (*2)自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付 をご希望される場合などを含みます。
- (注1)保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロ スごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度とな ります。
- (注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引 受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場 合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単 純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。
- (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引 受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場 合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や 保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入くだ さい。
- (注4)保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・ アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領 収書等の提出が必要となります。

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約(携行品損害補 償特約用)セット	 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族*の故意による損害 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ● 近れ力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ● 内3の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害
ホールインワン・アルバトロス費用保 険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用 補償特約(団体総合生活補償 保険用)	 ●日本国外で達成したホールインワン*またはアルバトロス* ●ゴルフ場*の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人(*)が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など(*)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。

保険用) 【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 (自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 [※] 、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。 テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがそ の主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

補償対象外となる運動等/補償対象外となる職業/補償対象外となる主な「携行品」

補償対象外となる運動等

山岳登はん^(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(*2)操縦^(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗

その他これらに類する危険な運動

- * 1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。
- (*2)グライダーおよび飛行船は含みません。
- (*3)職務として操縦する場合は含みません。
- (*4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

補償対象外となる職業

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士

その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

補償対象外となる主な「携行品」

船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)・航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯式パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具(釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。)、稿本(本などの原稿)・設計書・図案・証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)・帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ

など

<保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合> ※印を付した用語については、P18~19の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

〔基本コース〕 (病気の保険)

[基本コース]			(病気の保険)
	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
	疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償 特約セット 欄外(☆)参照 【病気】 基本コース PS	保険期間の開始後(*)に発病*した病気*のため、 保険期間中に入院*された場合(以下、この状態 を「疾病入院」といいます。) (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された 場合は、継続加入してきた最初のご契約の 保険期間の開始後とします。	疾病入院保険金日額 × 疾病入院の日数 (注1)疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院*について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(365日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。
疾病	疾病手術保険金 ★疾病補償特別 ☆疾病手衛の 支払 ・ 大変 ・ 大変 ・ 大変 ・ 大学 ・ 大学 ・ 大学 ・ 大学 ・ 大学	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後(*)に発病*した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合(*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術※について、次の額をお支払いします。 ①入院※中に受けた手術の場合 疾病入院保険金日額 × 20 ②①以外の手術の場合 疾病入院保険金日額 × 5 (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。
険金	疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償 特約セット 欄外(☆)参照 【病気】 基本コース PS	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に放射線治療*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後(*)に発病*した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	疾病入院保険金日額 × 10
	疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償 特約セット 欄外(☆)参照 【病気】 基本コース PS	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気*の治療*のため、通院*された場合(以下、この状態を「疾病通院」といいます。)	疾病通院保険金日額 × 疾病通院の日数 (注1)疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。・1回の疾病入院**について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数**(90日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いする期間中に疾病通院保険金の「保険金をお支払いしません。 (注3)疾病通院保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4)疾病入院の限日となった病気(これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。

(病気の保険) 保険金の種類 保険金をお支払いしない主な場合 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気※ 疾病入院保険金 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害(*1)およびそれによる病気 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約 ●戦争、その他の変乱※、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(*2) セット 支払対象となります。 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(*2) 欄外(☆)参照 ●妊娠または出産(「療養の給付」等(*3)の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。) 疾病手術保険金 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見の ★疾病補償特約 ないもの※ ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気(*⁴⁾(加入者証等に記載されます。) ☆疾病手術保険金等支払倍 など 率変更特約セット (注)保険期間の開始時(*5)より前に発病*した病気(*4)については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日(*6)から ご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードFOOからFO9またはF2OからF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因 ☆特定精神障害補償特約 疾病保険金 セット 欄外(☆)参照 疾病放射線治療保険金 統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。)のセット後の ★疾病補償特約 <支払対象外となる精神障害の例> ☆特定精神障害補償特約 アルコール依存、薬物依存 など (*2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保 険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*3)公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用 ヤット 欄外(☆)参照 疾病通院保険金 療養費」をいいます (*4)その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 (*4)その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 (*5)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*6)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約 ヤット 「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。 欄外(☆)参照 [オプション] 保険金の種類 保険金をお支払いする場合 保険金のお支払額 医師※によって、病理組織学的所見(生検)により特約記載のがん(悪性 がん診断保険金額の全額 新生物)*に罹患したことが診断され、治療*を開始された場合(保険期間 (注1)保険期間中1回に限ります。 中にがんと診断された場合に限ります。) (注2)被保険者が医師※から傷病名の告知を (注1)病理組織学的所見(生検)が得られない場合、他の所見による診 受けていないことにより保険金を請求でき 断も認めることがあります。 ない場合は、法律上の配偶者が被保険 (注2)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場 者に代わって保険金を請求することがで 合のご注意】 きます。なお、被保険者に法律上の配偶 がん診断保険金 がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保 者がいない場合には、被保険者と生計 ★がん診断保険金補償(待機期間不設定 険者ががん(悪性新生物)(*)を発病※した時がこの保険契約の保 を共にする配偶者以外の親族(6親等 型)特約 険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①ま 内の血族および3親等内の姻族をいいま 【病気】 たは②の金額のうち、いずれか低い額となります。 す。)が被保険者に代わって保険金を請 オプションコース PS1 求することができます ①がん(悪性新生物)(*)を発病した時の保険契約のお支払条件で 算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がん(悪性新生物)(*)を発病した時が、がん診断時の属す

(*)がん(悪性新生物)と医学上因果関係がある病気※を含みます 保険期間中に、被保険者(*)が要介護状態(要介護3以上の状態)※とな り、180日を超えて継続した場合

る日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、

(*)この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。

(注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場 合のご注意】

被保険者が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加 入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保 険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額 は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。

①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支 払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

②により算出した額をお支払いします。

ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護 状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1 年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。

葬祭費用保険金

★葬祭費用補償特約

介護一時金本人介護

★介護一時金支払特約

オプションコース PS2

【病気】

【病気】

オプションコース PS3

族※が葬祭費用を負担された場合

- ①保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含 めて180日以内に死亡された場合
- ②保険期間の開始時以降(*2)に発病※した病気※のため、このご契約の 保険期間中に死亡された場合
- ③このご契約の保険期間が終了した後であっても、疾病入院保険金が支 払われるべき場合で、その原因となった病気(*3)のため、疾病入院保険 金の支払対象期間※が満了するまでの間(*4)に死亡された場合。ただ し、葬祭費用を補償するご契約が継続されなかった場合に限ります。

(次ページへつづきます)

補償対象者の親族※が葬祭費用を負担するこ とによって被る損害に対して、葬祭費用保険金 額を限度として保険金をお支払いします。

(注)介護一時金をお支払いした場合、この特約

介護一時金額の全額

は失効します。

(注)補償内容が同様の保険契約(異なる保 険種類の特約や引受保険会社以外の 保険契約を含みます。)が他にある場合。 補償の重複が生じることがあります。補償 内容の差異や保険金額、加入の要否を ご確認いただいたうえでご加入ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
葬祭費用保険金 ★葬祭費用補償特約	(前のページからのつづき) (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる 場合のごさき	
【病気】 オプションコース PS3	場合のご注意】 葬祭費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、補償対象 者が死亡の直接の原因となった病気(*3)を発病した時がこの保 険契約の保険期間の開始時より前であるときは、葬祭費用保険 金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額と なります。	
	(*1)「補償対象者」とは、普通保険約約における被保険者をいいます。	
	(*2)葬祭費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時以降とします。	
	(*3)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*4)365日を限度とします。	
先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約 セット 【病気】 オプションコース PS4	ケガ**または病気**の治療**のため、保険期間中に日本国内において 先進医療(*1)を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気(*2)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額②この保険契約のお支払条件で算出した金額②この保険契約のお支払条件で算出した金額ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気(*2)を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (*1)「先進医療」とは、厚生労働、告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気**を含みます。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア. 先進医療に要する費用(*) イ. 先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ. 先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (*) 先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費には、保険外併用療養費には、保険外併用療養費には、公的医療保険制度から給付される部分を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公の部負担金をいいます。 (注1) 加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となりにます。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の要約を含みます。)が他にある場合、補償の要約を含みます。)が他にある場合、補償の差別を含みます。)が必要でをご確認いただいたうえでご加入ください。
疾病入院時一時金	「疾病入院」の状態が、免責期間 [※] (O日)を超えて継続した場合	疾病入院時一時金額の全額
★疾病入院時一時金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照 【病気】 オプションコース PS5		(注1)1回の疾病入院*につき1回を限度にお支 払いします。 (注2)疾病入院時一時金をお支払いする期間中 にさらに疾病入院時一時金の「保険金をお 支払いする場合」に該当する病気*を発 病*した場合は、疾病入院時一時金を重 ねてはお支払いしません。
		
保険金の種類	保険金をお支払いしない主	
がん診断保険金	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」((注)を除きます。)	のはか、次の場合は保険金をお支払いしません。

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
がん診断保険金 ★がん診断保険金補償(待機期	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」((注)を除きます。)のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。 ●がん診断時が、この保険契約の始期日(*)より前の場合
★ かん 診断体 陝 並 補 順 (付 機 期 間 不 設 定 型) 特 約	●既に保険金をお支払いしたがんの再発・転移によるがん(既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。)
	など (*)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。
介護一時金 <u>本人介護</u> ★介護一時金支払特約	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態
人 月 成	●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療*を目的として医師*がこれらのものを用いた 場合は、保険金をお支払いします。)
	●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保 ●変えをお支払いします。)
	●戦争、その他の変乱※、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)
	●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態
	●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他 覚所見のないもの*
	●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気(加入者証等に記載されます。その病気と医学上因果関係がある 病気※を含みます。)による要介護状態
	病え…を含めより。ハこよる安川護仏恋 など

(次ページへつづきます)

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
介護一時金 本人介護 ★介護一時金支払特約	(前のページからのつづき) (注)保険期間の開始時(*1)より前に要介護状態の原因となった事由(*2)が生じた場合は、保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由(*2)が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護一時金をお支払いします。 (*1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*2)公的介護保険制度※を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が生じた場合を含みます。
葬祭費用保険金 ★葬祭費用補償特約	 【保険金をお支払いする場合」の①の場合> ●保険契約者、被保険者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気**または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●豚因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●P13の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等**をしている間のケガ
	⟨「保険金をお支払いする場合」の②または③の場合> ●保険契約者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害(*1)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱*、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(*2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(*2) ●検康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気(加入者証等に記載されます。)により入院**された場合
	(注)保険期間の開始時(*3)より前に発病*した病気(*4)については保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気(*4)を発病した時が、その病気により補償対象者が死亡された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、葬祭費用保険金をお支払いします。 (*1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 <支払対象外となる精神障害の例>認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、人格障害、気分障害、知的障害 など (*2)これにより生じた保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*3)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*4)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。
先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補 償特約 ☆特定精神障害補償特約 セット	 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気**または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●可受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●P13の「補償対象外となる運輸等」を行っている間のケガ ●P13の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ
	(注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 ●疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。 (注)保険期間の開始時(*5)より前に被ったケガまたは発病*した病気(*4)については保険金をお支払いしません。 ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*4)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5)先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。
疾病入院時一時金 ★疾病入院時一時金補償 特約 ☆特定精神障害補償特約 セット 【欄外(☆)参照	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、(注)および(* 5)の「病気を補償する加入タイプ」を「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。
【特約の説明】	
セットする特約	特約の説明
	明 「口吹みといされい」といは入のこと「※A てのゆの本式※ 見動 については、こりにもはいされたすれいのや魚しかけます。このに

C 21 3 (01971)	14 143 くと はんしょ
条件付戦争危険等免責に関	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行
する一部修正特約	┃為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関し┃
(自動セット)	て行う暴力的行動をいいます。

補償内容・保険 ケガ・身の回りの事故

重

要

事

項 説

明

(☆)疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)疾病入院時一時金

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気※を補償する加入タイプ(*1)に継続加入の場合で、被保険者が疾病入院(*2)の原因となった病気(*3)を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より 前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

- ①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額
- ②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気(*3)を発病した時が、その病気による入院(*2)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支 払いします。

- (*1)疾病入院時一時金、においては、「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。
- (*2)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病 入院が開始したものとみなします。
- (*3)疾病入院(*2)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。

【※印の用語のご説明】

- ●「アルバトロス」とは、ホールインワン※以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。 ●「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気※をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、 高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます
- 高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。 ●「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・ 耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ●「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
葬祭費用補償特約	補償対象者以外の医師
介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師

- ●「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日(*)からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気※(これと医学上因果関係がある病気※を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。 (*)疾病入院時一時金においては、「退院日の翌日」を「退院日」と読み替えます。
- (*)疾病入院時一時金においては、「退院日の翌日」を「退院日」と読み替えます。
 ●「がん(悪性新生物)」には、上皮内新生物を含みます。
 ●「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
 ●「競技等」とは、競技、競争、興行(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
 (*)いずれもそのための練習を含みます。
 ●「ケガ」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
 ●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
 「偶然」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(*1)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。

- 当するものを含みません。
- ①細菌性食中毒(*2) ②ウイルス性食中毒(*2)
- ジワイル人性良い毎くでん。
 *1)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
 (*2)食中毒補償特約がセットされている場合は、お支払いの対象となります。ただし、傷害死亡保険金については、約款所定の条件に該当した特定の時間帯または特定の場所にいる間(就業中(過勤途上を含みます。)、学校等の管理下中、旅行中(日帰りの国内旅行は含みません。)、団体の管理下中、行事参加中、施設内入場中等)において細菌性食中毒またはウイルス快等の原因となった食物を摂取した場合に限り傷害保険金をお支払いします。
- ●「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
 ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
 ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス等※の固定具を装
- ●「後遺障害」とは、治療*®の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*を除きます。
 ●「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
 ●「ゴルフ場」とは、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、

- ●「コルン場」とは、ボール・アンプ・アルバーロス資用補資行制、団体総合主活補資保険用だるいでは、日本国内に所任するコルン級技を打力とめの有料の施設と、 タホール以上を有するものをいいます。 ●「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいい ます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- ●「支払限度日数」とは、支払対象期間[※]内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称

- •疾病入院保険金 •疾病通院保険金
- ●「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院*が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称

- •疾病入院保険金 •疾病通院保険金
- ●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
- ②先進医療※に該当する診療行為(* ²) (* 1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対

- ●「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。 ●「先進医療」とは、手術*または放射線治療*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの (先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる 医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。 ●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

(前のページからのつづき)

- ●「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
 ●「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療*を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点

- 薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
 ●「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
 ●「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成したゴルフ場*に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
 ●「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
 ●「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
 ●「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
 ●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
 ●「発病」とは、医師*が診断(*)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。
 (*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- (*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます
- ●「病気」とは、被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。 ●「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

- 加州線沿線 」とは、火のいり れかに該当り る診療行為をいいまり。
 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
 ② 先進医療※に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
 (注)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
 「ホールインワン」とは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
 「本書財間」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
 「本書財間」とは、まれいの対象となるといいます。
 「本書財間」とは、まれいの対象となるといいます。

- ●「免責期間」とは、支払いの対象とならない期間をいい、加入者証等記載の期間または日数をいいます。

適用される保険金の名称

疾病入院時一時金

- ●「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 ●「且撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、達成後に被保険者から呼ばれてカップインしたボールを確 ・ 日季」には、被保険省か打力にボールがホールにカックインしたことを、その場で確認する 認した場合は「目撃」に該当しません。 「要介護状態、要介護3以上の状態」」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。 ①公的介護保険制度※の第1号被保険者(65才以上) 要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態

- ③公的介護保険制度の被保険者以外(40才未満)
 - 要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

<ご加入にあたっての注意事項>

- ●ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- ●<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>
- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期 間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保 険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【団体総合生活補償保険(標準型)】

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。 【団体総合生活補償保険(MS&AD型】

【病気の補償】

保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の補償】

- 保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。
- ●この保険は大同特殊鋼株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に 払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約 者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- ●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正し く確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております
- ●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あら かじめご了承ください。

<自動継続の取扱いについて>

- ●前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・ロ数での自動継続 加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。) <保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>
- ●保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保 険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受 保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金支払いの履行期>

- ●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(* ¹)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(* ²)を終えて 保険金をお支払いします。(*3)
 - (*1)保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請 求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
 - (*2)保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべ き保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
 - (*3)必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地におけ る調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必 要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

支払

事

例

重

要

事

項

説

明

- <保険金のご請求時にご提出いただく書類>
- ●被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出い ただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

(前のページからのつづき)

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- •引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写) 等)
- ・引受保険会社所定の診断書
- •診療状況申告書
- ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
- •死亡診断書
- ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

<代理請求人について>

- ●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場 合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が 保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ず ご説明ください。
 - (注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」
 - ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合 「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります

- ●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。 なお、あらかじめ引保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご 注意ください。
- <示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は 原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損 害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

- <示談交渉を行うことができない主な場合>
 - 〇1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
 - 〇相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
 - 〇相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
 - ○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- ●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。ま た、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- <税法上の取扱い>(2021年7月現在)
- ●払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、 住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。
 - (注1)傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、「ケガのみ」のセットの場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご 注意ください。

(注2)なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(標準型)、団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ●ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- ●申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- ●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱 者または引受保険会社までお問い合わせください。
- ●契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合(傷害補償特約等をセットした場合)や病気になられた場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

	被保険者の範囲		
加入タイプ	(○:被保険:	者の対象 一:被保険	者の対象外)
	本人(*2)	配偶者	その他親族(*3)
本人型	0	_	_
家族型(*1)	0	0	0

3親等内の姻族) (注)本人(*2)は、次のすべてに該当する方となります。 ・保険期間の開始時点で生後15日以上満89才以下(新規加入は満89才以下)の方・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方 日常生活賠償特約 (a)本人(*2) (b)本人(*2)の配偶者 (c)同居の親族(本人(*2)またはその配偶者と同居の、本人(*2)またはその配偶者の6親等の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人(*2)またはその配偶者の未婚の子)		
*保険期間の開始時点で生後15日以上満89才以下(新規加入は満89才以下)の方 疾病入院時一時金補償特約 本人介護	主な特約	特約固有の被保険者の範囲
がん診断保険金補價(待機期間不設定型)特約 疾病入院時一時金補價特約 介護一時金支払特約 本人介護 先進医療費用保険金補償特約 葬祭費用補償特約 本人(*2)の親族(6親等内の血族、配偶者およる3親等内の姻族) (注)本人(*2)は、次のすべてに該当する方となります。 ・保険期間の開始時点で生後15日以上満89才以下(新規加入は満89才以下)の方。・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方 日常生活賠償特約 (a) 本人(*2)(b) 本人(*2) またはその配偶者のの血族および3親等内の姻族) (の同居の親族(本人(*2)またはその配偶者のの血族および3親等内の姻族) (の同居の親族(本人(*2)またはその配偶者のの血族および3親等内の姻族) (の別居の未婚の子(本人(*2)またはその配偶者の名親等のの血族および3親等内の姻族)	疾病補償特約	
疾病入院時一時金補償特約た方介護一時金支払特約本人介護先進医療費用保険金補償特約本人(*2)の親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族) (注)本人(*2)は、次のすべてに該当する方となります。 ・保険期間の開始時点で生後15日以上満89才以下(新規加入は満89才以下)の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方日常生活賠償特約(a)本人(*2) (b)本人(*2)の配偶者 (c)同居の親族(本人(*2)またはその配偶者の6親等の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人(*2)またはその配偶者の未婚の子)		以下(新規加入は満89才以下)の方
本人介護	疾病入院時一時金補償特約	
 先進医療費用保険金補償特約 本人(*2)の親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族) (注)本人(*2)は、次のすべてに該当する方となります。 ・保険期間の開始時点で生後15日以上満89才以下(新規加入は満89才以下)の方・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方 日常生活賠償特約 (a)本人(*2)(b)本人(*2)の配偶者(c)同居の親族(本人(*2)またはその配偶者の6親等のの血族および3親等内の姻族)(d)別居の未婚の子(本人(*2)またはその配偶者の未婚の子) (d)別居の未婚の子(本人(*2)またはその配偶者の未婚の子) 	介護一時金支払特約	
本人(*2)の親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族) (注)本人(*2)は、次のすべてに該当する方となります。 ・保険期間の開始時点で生後15日以上満89才以下(新規加入は満89才以下)の方・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方 日常生活賠償特約 (a)本人(*2)(b)本人(*2)の配偶者(c)同居の親族(本人(*2)またはその配偶者の6親等のの血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人(*2)またはその配偶者の名別居の、本人(*2)またはその配偶者の名親等内の知族)	本人介護	
3親等内の姻族) (注)本人(*2)は、次のすべてに該当する方となります。 ・保険期間の開始時点で生後15日以上満89才以下(新規加入は満89才以下)の方・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方 日常生活賠償特約 (a)本人(*2) (b)本人(*2)の配偶者 (c)同居の親族(本人(*2)またはその配偶者と同居の、本人(*2)またはその配偶者の6親等の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人(*2)またはその配偶者の未婚の子)	先進医療費用保険金補償特約	
(注)本人(*2)は、次のすべてに該当する方となります。 ・保険期間の開始時点で生後15日以上満89才以下(新規加入は満89才以下)の方。・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方 日常生活賠償特約 (a)本人(*2) (b)本人(*2)の配偶者 (c)同居の親族(本人(*2)またはその配偶者と同居の、本人(*2)またはその配偶者のの血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人(*2)またはその配偶者の名親等のの血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人(*2)またはその配偶者の未婚の子)	葬祭費用補償特約	本人(*2)の親族(6親等内の血族、配偶者および
・保険期間の開始時点で生後15日以上満89才以下(新規加入は満89才以下)の方・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方 日常生活賠償特約 (a) 本人(*2) ((b) 本人(*2) の配偶者 (c) 同居の親族(本人(*2) またはその配偶者と同居の、本人(*2) またはその配偶者の6親等のの血族および3親等内の姻族) (d) 別居の未婚の子(本人(*2)またはその配偶者と別居の、本人(*2)またはその配偶者を別居の、本人(*2)またはその配偶者の未婚の子)		(注)本人(*2)は、次のすべてに該当する方とな
・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方 日常生活賠償特約 (a)本人(*2)(b)本人(*2)の配偶者(c)同居の親族(本人(*2)またはその配偶者と同居の、本人(*2)またはその配偶者のの血族および3親等内の姻族)(d)別居の未婚の子(本人(*2)またはその配偶者の表別居の、本人(*2)またはその配偶者の未婚の子)		・保険期間の開始時点で生後15日以上満 89才以下(新規加入は満89才以下)の
(b)本人(*2)の配偶者 (c)同居の親族(本人(*2)またはその配偶者と同居の、本人(*2)またはその配偶者の6親等にの、本人(*2)またはその配偶者の6親等にの施および3親等内の姻族の別居の未婚の子(本人(*2)またはその配偶者と別居の、本人(*2)またはその配偶者の未婚の子)		・健康状況告知の結果、ご加入できると判
責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する	日常生活賠償特約	(b)本人(*2)の配偶者 (c)同居の親族(本人(*2)またはその配偶者と同居の、本人(*2)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人(*2)またはその配偶者と別居の、本人(*2)またはその配偶者の未婚の子) (e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督る方(*4)。ただし、その責任無能力者に関する
ホールインワン・アルバトロス費 用補償特約(団体総合生活補 償保険用)	用補償特約(団体総合生活補	本人(*2)

- (*1)家族型には「家族型への変更に関する特約」がセットされます。
- (*2)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
- (*3)家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。
 - ・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の 血族および3親等内の姻族
 - ・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子
- (*4)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の 6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
- (注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の時におけるものをいいます。住民票上は同居となっていても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合はP10~12、14~16、18~19のとおりです。 詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額 P10~12、14~16、18~19をご参照ください。
- ②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

P11~13、15~19をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

P10~19をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2. (2)通知義務等(ご加入時にご連絡いただく事項)」くご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲><活動に対している。(団体総合生活補償保険(標準型)のみ)

またお客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、P3~6、P29~30の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年令・年収などに照らして適正 な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2. 保険料

保険料は保険金額・被保険者(補償の対象者)の方の年令・保険期間・お仕事の 内容等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきま しては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

P1をご参照ください。

分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

病

気の

保険

ケ補

明

22

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(標準型)、団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ●ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ず お読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- ●申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- ●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な 点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- ●契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契 約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約され たものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

ングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

(1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- ■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知 受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を 正確に知らせる義務のことです。
- ■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求 めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保 険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずこ 確認くだざい。

【告知事項】

【団体総合生活補償保険(標準型)】

- ①被保険者(*)の「職業・職務」
 - (*)家族型の場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。
- ②他の保険契約等(*)に関する情報
 - (*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、 普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険 会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】

- ①他の保険契約等(*)に関する情報
 - (*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保 険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の 保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ②被保険者の「生年月日」「年令」
- ③被保険者の健康状況告知
- (注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧く ださい。

(2)通知義務等(ご加入後にご連絡いたたく事項)

【団体総合生活補償保険(標準型)】

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、 保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①職業・職務を変更した場合
- ②新たに職業に就いた場合
- ③職業をやめた場合

また、上記①または②のいずれかにおいて、下記の<ご契約の引受範囲外>に該 当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除しま

くご契約の引受範囲>

下記以外の職業

<ご契約の引受範囲外>

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自 転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競 争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレ スラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、カ士

その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

(3)その他の注意事項

- ■同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して 5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込 票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。
 - (*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償 保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。 また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

上記以外

・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取 人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続 人にお支払いします。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外 の方に定める場合、被保険者の同意を確認す 保 傷害死亡 るための署名などをいただきます。なおこの場合 除金受 保険金 保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保 険者の同意のないままにご契約されていたときは、 保険契約が無効となります。また、ご契約後に 取 人 傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、 被保険者の同意を確認するための署名などを いただきます。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変 更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社

普通保険約款・特約に定めております。

- ■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当 するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求め ることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約し なければなりません。
- ①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかった とき
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当 する行為があったとき
 - 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気 等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、そ の他の反社会的勢力に該当するとき
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過 大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある こと。
- ⑤②~④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契 約(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保 険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変 更があったとき
- また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができ ます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となりま
- (注)家族型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、ま たは被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場 合には、保険契約者は次のa.またはb.いずれかのことを行わなけれ ばなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人 が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb.によるも のとします。
 - a. 家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に 変更すること。
 - b. この保険契約(*)を解約すること。
- (*)保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生 活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保 険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償 が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契 約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約 からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがありま す。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご 加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている 場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への 変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補 償がなくなることがありますのでご注意ください。

(次ページへつづきます)

と補償が重複する可能性のある主な性約~

_	\冊貝が主後するり形にのめるエな付款/					
	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する 他の保険契約の例				
1	団体総合生活補償保険(標準型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約				
2	団体総合生活補償保険(標準型) ホールインワン・アルバトロス費用補償 特約(団体総合生活補償保険用)	ゴルファー保険 ホールインワン・アルバ トロス費用補償特約				

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、P1記載の方法により払込 みください。P1記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険 期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

P11~13、P15~19をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合 の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記 載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことが あります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会 社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、また は発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐 欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係 者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大とな り、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①~④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契 約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1)保険料は、P1記載の方法により払込みください。P1記載の方法により保険 料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。 また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2)分割払の場合で、保険金をお支払いする場合が発生し、保険金を支払うこ とにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込み の分割保険料を請求させていただくことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者(家族型においては被保険者全員)が死亡された場合に は、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場 合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返 還します。

この保険商品に関するお問い合わせは

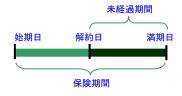
【代理店: 扱者】

株式会社大同ライフサービス 保険部 個人保険営業室 00, 0120-30-8845 052-611-8845

7. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保 険会社までお申出ください。

- ・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていた だきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、 追加のご請求をさせていただくことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

P19をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

P28をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意 【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合に は、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込み の保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1)現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保 険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で 解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわず かです。
- ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことが あります。

(2)新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型))をお申込みさ れる場合のご注意事項

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況など によりご加入をお引受できない場合や、特定の疾病・症状群につい て保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受する場合がありま す。
- ②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間 の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお 支払いできないことがあります。
- ③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容 が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新た な保険契約の始期日における被保険者の年令により計算された保 険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約 が適用されます。
- ④新たにお申込み保険契約については、保険料計算の基礎となる予 定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがありま す。

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277(無料) 電話受付時間:平 日 9:00~19:00 土日•祝日 9:00~17:00 (年末年始は休業させていただきます。)

万一、事故が起こったり、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。 事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。 24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」 0120-258-189(無料) 事故はいち早く

インターネット事故受付サービス

「三井住友海上保険金請求WEB」は、こちらから

※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を 締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行 うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)]0570-022-808

- ·受付時間[平日 9:15~17:00(土日·祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点で<mark>お客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。</mark>万一、 ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- 〇保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。) 〇保険金額(ご契約金額)
- ○保険期間(保険のご契約期間) ○保険料・保険料払込方法
- 2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

①皆さまがご確認ください。

- ・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?
- 「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
- *ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?

- ・加入申込票の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか?
- または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?
- 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか?
- <u>* ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認</u> は不要となります。
- ②以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。
 - ◆「<u>複数の方を保険の対象にするコースをお申込みの場合のみ」</u>ご確認ください。 被保険者(補償の対象となる方)の範囲はご希望通りとなっていますか?
 - ◆「<u>健康状況告知をしていただく契約のコースをお申込みの場合のみ」</u>ご確認ください。 被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか?
- 3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。
- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など)
- ・既にご加入されているがご継続されない場合
- ・「職種級別B」に該当するご職業の方を被保険者(補償の対象となる方)とするお申込みの場合 ご提出がない場合は、ご職業が「職種級別A」に該当することをご確認いただいたものとして取り扱わせていただきます。

職種級別	対応するご職業		
職種級別A	「職種級別B」および「特別危険な職業」に該当しないご職業の方		
職種級別B	農林業作業者、漁業作業者、採鉱・採石作業者、建設作業者、自動車運転者、木・竹・草・つる製品製造作業者		

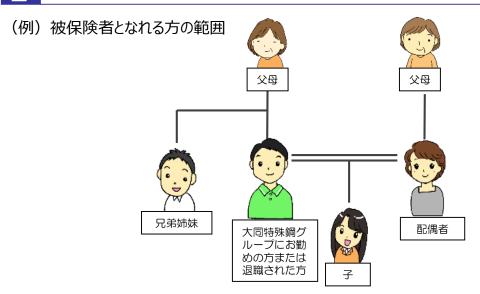
「特別危険な職業」に該当するご職業の方はご加入いただけませんのでご了承ください。

職種級別	対応するご職業		
特別危険な職業	オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバ イを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロポクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含 みます。)、カ士		
	その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業		

被保険者(補償の対象者)となれる方

本人型

被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲は、大同特殊鋼株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員・退職者およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)です。

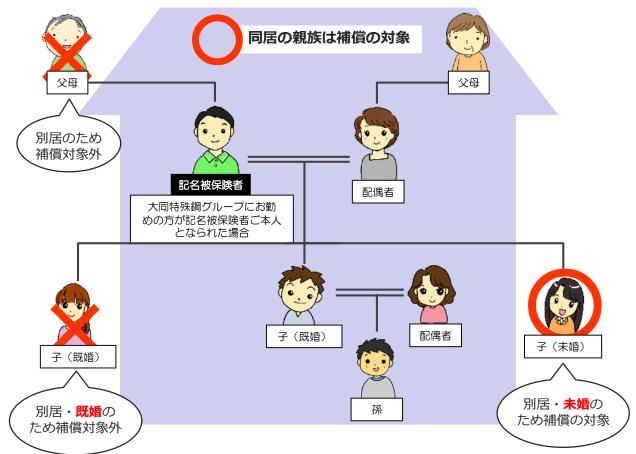


家族型

被保険者(補償の対象者) 本人となれる方の範囲は、大同特殊鋼株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員・退職者およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹です。

被保険者となる方の範囲(記名不要)は被保険者本人またはその配偶者と同居の親族(本人とその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族)・別居の未婚の子が被保険者となります。

(例) 大同特殊グループにお勤めの方が被保険者ご本人となられた場合に被保険者となる方の範囲



計上用

Ε,

4

E

MACH CHANGE

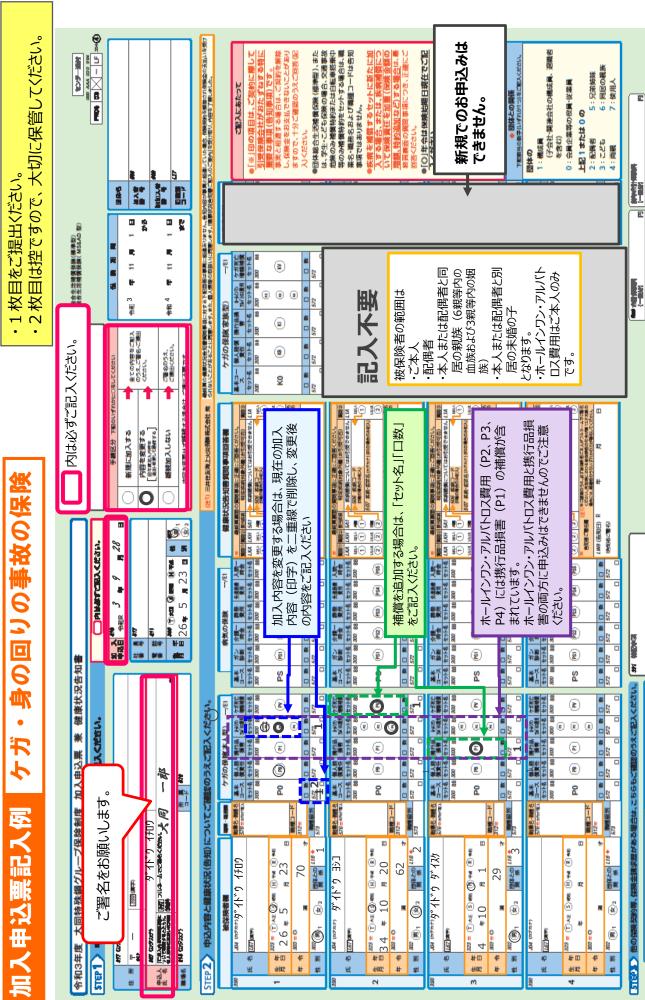
加入申込票

(ご注意) 「ありの場合表面を必ずご記入ください。(ご記入のない場合には、「なし」と回答したことになります。)

があたる。 知識であるのである。 日本のできるです。 (こからの理念とは、そうのでは、日本のできるとなり。) そうとの理念では、日本のなるものでは、日本

在後のでのできた。 で置いるできたでは、よりなができた。 の関いできたとい、よりずれも重立を終え合うます。」が正します。 ののできたがあっている。 を他の保険。可能を行るというできた。

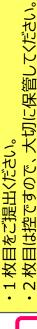
記入例

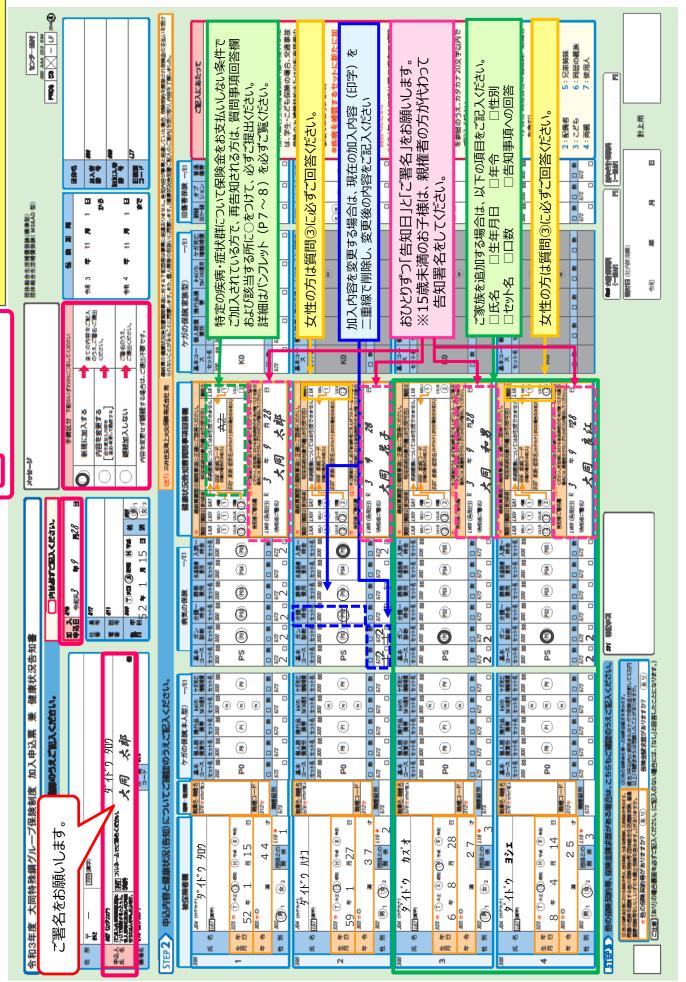


加入申込票記入例

病院の条件

内は必ずご記入ください。





<個人情報の取扱いについて>

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が 次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(https://www.ms-ins.com)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

型名と使用約款・特約

型名	使用約款・特約(注)		
P0、PB、P1~P4、PV、 K0、KB、K1~K4、KV、 A、G1~G4、GB	団体総合生活補償保険普通保険約款 傷害補償(標準型)特約 (日常生活賠償特約、携行品損害補償特約、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約)		
PS、PS1、PS2、PS3、 PS4、PS5	団体総合生活補償保険普通保険約款 疾病補償特約 (がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約、介護一時金支払特約、葬祭費用補償特約、 先進医療費用保険金補償特約、疾病入院時一時金補償特約)		

(注)特約は代表的なもののみ記載しています。

職種級別B保険料表

1.ケガ・身の回りの事故の保険

【団体総合生活補償保険(標準型)(天災危険補償特約セット)

基本コー	ス 海外も補償	本人型 P0 型			家族型 KO型		
補償内容/保険金額		1□	2□	3□	1□	2□	
傷害 入院 保険金日額		5,000⊓	10,000円	15,000円	5,000円	10,000円	
傷害 手術 保険金		入院中の手術 : 傷害入院保険金日額の 10 倍 入院中以外の手術: 傷害入院保険金日額の 5 倍					
傷害 通院 保険金日額		2,500円	5,000円	7,500⊟	2,500円	5,000円	
傷害 死亡·後遺障害保険金額		400万円	800万円	1,200 万円	175 万円	350万円	
	月払保険料	1,950円	3,900円	5,850円	4,550 円	9,100円	

熱中症危険補償特約 (注) 傷害死亡保険金は対象になりません。

日射、熱射により被った身体障害についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金をお支払いする特約です*。

食中毒補償特約

細菌性食中毒、ウイルス性食中毒により被った身体障害についても傷害保険金をお支払いする特約です**。 ※詳細は $P10\sim11$ をご覧ください。



基本コースの加入が必要です。

オプション		本人型	家族型				
日堂生活賠償 サービス付	保険金額 1億円						
日常生活賠償(サービス付(国内のみ)	PB型	月払保険料	110 円	KB型	月払保険料	110円	
携行品損害 海外福價	保険金額 20 万円						
551700 損苦 海外も補償	P1型	月払保険料	100円	K1型	月払保険料	160円	
国内のみ	保険金額	ホールインワン・アル	バトロス費用 50万円/	携行品損	書 20 万円		
ホールインワン・ オールインワン・ オールバトロス費用	P2 型	月払保険料	530円	K2 型	月払保険料	590円	
	保険金額	ホールインワン・アルノ	バトロス費用 80万円/	携行品損	害 20 万円		
このオプションには、携行品	P3 型	月払保険料	790 円	K3型	月払保険料	850円	
損害保険金(20万円限度) がセットされています。	保険金額	ホールインワン・アルバト	-0.2費用 100万円/	携行品損	害 20 万円		
	P4 型	月払保険料	970円	K4 型	月払保険料	1,030円	

(注) ホールインワン・アルバトロス費用($P2 \sim P4$ 型、 $K2 \sim K4$ 型)で補償されるのは被保険者本人のみです。 家族型($K2 \sim K4$ 型)にご加入の方はご注意ください。

職種級別B保険料表

ケガ死亡増額補償コース ※熱中症危険補償特約、食中毒補償特約セット

本コースのみの加入もできます。	本人型	家族型 KV型	
補償内容/保険金額	1□	2□	1□
傷害死亡・後遺障害 保険金額	1,000 万円	2,000万円	1,000 万円
月払保険料	1,560⊢	3,120円	4,170 ⊟

保険見直し 相談実施中 ~あなたの保険を見直してみませんか!~

お問い合わせ先

代理店 · 扱者

株式会社 大同ライフサービス 保険部 個人保険営業室

〒457-0811 名古屋市南区大同町四丁目7番地



0120-30-8845 (無料)

TEL: 052-611-8845

E-mail: hoken-yoyaku@daidolife.co.jp

引受保険会社

団体総合生活補償保険 MS&AD型	三井住友海上火災保険株式会社
団体総合生活補償保険 標準型	三井住友海上(幹事会社)、東京海上日動、 損害保険ジャパン、あいおいニッセイ同和損保 この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受 保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を 負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務お よび事務の代理・代行を行います。引受保険会社は上記のとおりです。 (なお、それぞれの会社の引受割合は決定しだいご案内します。)